松山市施設内広告掲出取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、松山市広告事業実施要綱（平成１８年要綱２７号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、本市が有する施設内部の壁面等への広告物の掲出（以下「広告掲出」という。）に係る事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 施設　庁舎、支所、出張所その他の施設をいう。

(2) 壁面等　壁面、ガラス面、床面、天井、柱、階段その他施設内部の構造物の表面をいう。

(3) 許可　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の４第７項の規定による行政財産の目的外使用許可をいう。

(4) 広告主　要綱第４条第２項に規定する広告主をいう。

(5) 広告物の内容　広告物で使用されている表現、文言、デザイン、色使い等をいう。

（広告掲出の基準）

第３条　施設の壁面等に掲出する広告物は、松山市広告掲載基準（平成１９年１月５日施行。以下「基準」という。）に適合するものでなければならない。

（広告掲出の場所、方法等）

第４条　施設の壁面等に掲出を行う広告物の場所及び位置は、施設の用途又は目的を妨げない限度において、市長が定めるものとする。

２　施設の壁面等に掲出を行う広告物の形状、規格、表示方法、付帯条件等は、施設の用途又は目的を妨げず、かつ、施設の実情に適合する限度において、市長が定めるものとする。

（広告物の製作、掲出及び撤去）

第５条　施設の壁面等に掲出する広告物は、広告主が、経費を負担するものとし、広告主は、市長の指定する仕様に従って製作し、掲出し、及び撤去するものとする。

２　広告主は、広告掲出及びその撤去を行おうとするときは、施設の用途若しくは目的又は施設における業務に支障が生じないよう市長と協議の上、日程、工程等を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。

３　広告物の撤去により施設の壁面等の表面、塗装、構造等をき損し、又は破損したときは、広告主が経費を負担して原状回復するものとする。

（広告掲出の募集）

第６条　広告主の募集は、市長がその期間及び対象施設、場所、位置、枠数、掲出条件等を決定の上、広報又は市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

（広告掲出の審査）

第７条　市長は、広告掲出を行おうとする者に対して、広告物の内容を記載したデザイン素材、ラフ・スケッチその他審査の合否を判断するため必要な資料の提出を求め、審査をしなければならない。

２　市長は、前項の審査の結果、広告物の内容等が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告掲出を行おうとする者に対して広告物の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲出の許可）

第８条　前条第１項の審査に合格した者は、松山市財務会計規則（昭和３９年松山市規則第１１号）に規定する松山市行政財産の目的外使用の手続等により市長の許可を受けなければならない。

（広告掲出料）

第９条　広告主が、広告掲出に伴い松山市に納入する「広告掲出料」は次の各号に定めるものとする。

⑴「広告料」（広告取扱に係る料金）

⑵「使用料」（広告の設置に伴う松山市行政財産の目的外使用許可に係る料金で松山市行政財産の使用料徴収条例の規定に従い算定したものとする。）

２　広告料は、契約後、一括前納するものとする。ただし、市長が特に認めたときはこの限りではない。

（広告掲出の期間）

第１０条　広告掲出の期間は、１月単位とする。

２　広告掲出の開始日及び終了日は、広告主と市長が協議の上、施設の管理運営状況等を勘案し、市長が定めるものとする。

（広告物の内容の変更）

第１１条　施設の壁面等に掲出した広告物は、１月単位で広告物の内容等を変更することができる。

２　前項の規定により変更を希望する広告主は、第７条と同様の審査を受け、合格しなければならない。

（広告掲出の停止）

第１２条　市長は、業務上の支障その他特に必要と認めるときは、掲出中の広告物を一時的に撤去し、又は不可視の状態にすることができる。この場合において、広告掲出料の還付その他の補償は、これを行わないものとする。

（広告掲出の許可の取消し）

第１３条　市長は次に掲げるものに該当する場合は、広告主への催告、その他の手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告掲出料が第９条第２項の規定による期日にまでに納付されないとき。

(2) 前条の規定に広告主が応じないとき。

(3) 広告主が書面により広告掲出の辞退を申し出たとき。

(4) その他市長が広告掲出に特に支障があると認めたとき。

２　広告主は、前項の規定により広告掲出の許可の取消しがなされた場合であって、当該許可に係る広告掲出を既に行っているときは、速やかに当該広告物を撤去しなければならない。

（損害賠償責任）

第１４条　広告主は、広告掲出方法の瑕疵等自己の責めに帰すべき事由により、施設をき損し、若しくは破損し、又は来庁者、利用者等に損害を与えたときは、誠意を持って損害賠償等にあたる責務を有する。

（広告掲出料の還付）

第１５条　既に納付した広告掲出料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲出を停止し、又は許可を取り消したときは、この限りではない。

２　還付する額は、広告掲出に係る期間を１月単位で認定し算出する。この場合において、広告掲出の期間に１月未満の端数があるときは、１月として算出する。

（委任）

第１６条　この要領に定めのないもののほか、必要な事項は別に定める。

付　則

この要領は、平成１９年１月５日から施行する。

付　則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。